

エイトライナー促進協議会の活動について

標記の「エイトライナー促進協議会」について、下記のとおり理事会が開催されましたので、報告いたします。

記

- 1 開催日 令和4年7月29日（金）書面開催
- 2 参加者 関係6区：区長、区議会議長
※6区：北区、板橋区、練馬区、杉並区、世田谷区、大田区
- 3 活動報告 令和3年度 都区連絡会検討報告及び今後の進め方について
- 4 議決事項 議案第1号 令和3年度 活動実績報告
議案第2号 令和3年度 歳入・歳出決算報告
議案第3号 役員改選
議案第4号 令和4年度 事業計画
議案第5号 令和4年度 歳入・歳出予算
- 5 特記事項 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、総会は中止となったが、議案第4号により、理事会の議決をもって総会の議決とみなした。
- 6 添付資料 エイトライナー促進協議会 第29回理事会 議案・・・別紙1
令和3年度 都区連絡会検討報告及び今後の進め方について別紙2

エイトライナー促進協議会
第29回 理事会 議案

資料一覧

ページ

1 . エイトライナー促進協議会第 2 9 回理事会	議案一覧	1
2 . 議 事		
議案第 1 号	令和 3 年度 活動実績報告	2
議案第 2 号	令和 3 年度 歳入・歳出決算報告	3 ~ 4
議案第 3 号	役員改選	5
議案第 4 号	令和 4 年度 事業計画	6
議案第 5 号	令和 4 年度 歳入・歳出予算	7
3 . 参考資料		
エイトライナー促進協議会設置要綱		8 ~ 1 1
エイトライナー促進協議会会員名簿		1 2

エイトライナー促進協議会

第29回理事会 議案一覧

議案第1号 令和3年度 活動実績報告

議案第2号 令和3年度 歳入・歳出決算報告

議案第3号 役員改選

議案第4号 令和4年度 事業計画

議案第5号 令和4年度 歳入・歳出予算

【議案第1号】

令和3年度 活動実績報告

1. エイトライナー促進協議会第28回理事会・総会の開催

開催日等 令和3年7月12日(月)理事会書面開催

理事会の議決をもって総会の議決とみなす。

- 内 容
- (1) 令和2年度 活動実績の承認
 - (2) 令和2年度 歳入・歳出決算の承認
 - (3) 令和3年度 事業計画の決定
 - (4) 令和3年度 歳入・歳出予算の決定

2. 実現に向けた調査研究

エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、過年度調査を踏まえ、平成28年に交通政策審議会答申第198号において示された課題解決に向け、中量軌道等の適用の可能性について検討を行った。

【議案第2号】

令和3年度 歳入・歳出決算報告

エイトライナー促進協議会

会長 保坂 展人

(単位：円)

《歳入》

科目	予算額	決算額	増減	摘要
分担金	1,800,000	1,800,000	0	1区30万円
諸収入	0	61	61	預金利息
繰越金	5,671,179	5,671,179	0	
合計	7,471,179	7,471,240	61	

《歳出》

科目	予算額	決算額	増減	摘要	
事業費	6,000,000	5,126,183	873,817		
内 訳	総会	0	0		
	研修会	0	0		
	啓発活動	1,000,000	132,000	868,000	ホームページ保守管理
	研究活動	5,000,000	4,994,183	5,817	調査委託料
事務費	50,000	6,090	43,910	報告書送料、振込手数料	
予備費	1,421,179	0	1,421,179		
合計	7,471,179	5,132,273	2,338,906		

《歳入・歳出決算》

歳入決算額	7,471,240
歳出決算額	5,132,273
繰越金	2,338,967

会計監査報告

監査の対象 : 令和3年度エイトライナー促進協議会歳入・歳出決算

1. 令和3年4月1日から令和4年3月31日に至るエイトライナー促進協議会の収支についての会計監査を、令和4年6月29日に実施いたしました。
2. 本協議会の収支については、関係書類の閲覧及び照会、責任者に対する質問による監査の結果、公正妥当なものと認めました。

令和4年6月29日

エイトライナー促進協議会会計監事
板橋区長 坂本 健



エイトライナー促進協議会会計監事
北区議会議員 名取 ひであき



【議案第3号】

役員改選

任期満了に伴う役員の改選について、新役員を以下のとおりとする。
なお、新役員の任期は令和6年度の理事会において次期役員が選任されるまでの2年間となる。

(敬称略)

役職	肩書	氏名
会長	世田谷区長	保坂 展人
副会長	大田区長	松原 忠義
副会長	杉並区議会議長	脇坂 たつや
副会長	練馬区議会議長	藤井 たかし
会計監事	板橋区長	坂本 健
会計監事	北区議会議長	名取 ひであき

【議案第4号】

令和4年度 事業計画

1. 理事会の開催

理事会書面開催

理事会の議決をもって総会の議決とみなす。

2. 区部周辺部環状公共交通の実現に向けた今後の対応について

エイトライナー促進協議会、東京都及びメトロセブン促進協議会で構成する都区連絡会において、過年度調査を踏まえ、平成28年に交通政策審議会答申第198号において示された課題解決に向け、中量軌道等の適用の可能性について引き続き検討を行う。

【議案第5号】

令和4年度 歳入・歳出予算

1. 内訳

(単位:円)

《歳入》

科目	令和4年度予算	令和3年度予算	増減	摘要
分担金	1,800,000	1,800,000	0	
諸収入	0	0	0	預金利息
繰越金	2,338,967	5,671,179	3,332,212	
合計	4,138,967	7,471,179	3,332,212	

《歳出》

科目	令和4年度予算	令和3年度予算	増減	摘要	
事業費	2,300,000	6,000,000	3,700,000		
内 訳	総会	200,000	0	200,000	
	研修会	100,000	0	100,000	
	啓発活動	500,000	1,000,000	500,000	ホームページ保守管理委託(令和4年4月1日契約)
	研究活動	1,500,000	5,000,000	3,500,000	調査委託等
事務費	50,000	50,000	0	図書購入、雑費等	
予備費	1,788,967	1,421,179	367,788		
合計	4,138,967	7,471,179	3,332,212		

2. 分担金金額

1区 30万円

3. 納入期限

令和4年8月31日(水)

「エイトライナー促進協議会」設置要綱

(総則)

第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区(以下「6区」という。)を結ぶ環状方向の新しい公共交通(以下「エイトライナー」という。)を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国、東京都及び関係機関への請願及び陳情
- (2) エイトライナーの整備促進のために必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、総会と理事会で構成し、協議会の事務を運営する幹事会を置く。

(総会等)

第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算決算
- (3) 要綱の改正
- (4) その他、重要な事項

3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第2項に規定する総会の議決事項を、第5条に定める理事会における議決事項とし、理事会の議決をもって総会の議決とみなすことができる。

(理事会等)

第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招集するいとまがないと認めた事項

(3) その他、会長が必要と認めた事項

3 会長が必要と認めた場合は、前項に規定する理事会の議決事項を、第 14 条に定める幹事会における議決事項とし、幹事会の議決をもって理事会の議決とみなすことができる。

4 会長が必要と認めた場合は、第 6 条第 1 項の規定に関わらず、理事会は書面による決議ができるものとする。

(会議)

第 6 条 総会及び理事会(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

第 7 条 協議会に役員として理事 12 名を置き、次の者を選任する。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名

(3) 会計監事 2 名

(会長)

第 8 条 会長は、理事の互選とする。

2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第 9 条 副会長は、理事の互選とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

第 10 条 会計監事は、理事の互選とする。

2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員 の 任期)

第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問を置くことができる。

2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

第13条 協議会に次の各区の職員を置き、会長が委嘱する。

(1) 常任幹事は、部長級の職員を充てる。

(2) 幹事は、課長級の職員を充てる。

(3) 書記は、担当者を充てる。

2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。

3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

(幹事会)

第14条 協議会に前条第1項第1号の常任幹事および第2号の幹事をもって構成する幹事会を置く。

2 幹事会は、第5条第2項に規定する、理事会で議決すべき事項について提案することができる。

3 幹事会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出があった場合は、委任者は出席したものとみなす。

4 幹事会の議長は、第8条第1項の規定する会長の属する区の常任幹事を充てる。

5 幹事会は、第5条第3項の規定による議決をするときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 幹事会は、前項の規定により議決をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、6区の分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

第16条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。

第17条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

附 則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

エイトライナー促進協議会会員名簿

(令和4年7月26日現在)

[会 長]									
世 田 谷 区 長	保 坂 展 人			[大田区]					
				副区長	川 野 正 博				
				副区長	玉 川 一 二				
				区議会副議長	田 村 英 樹				
				交通臨海部活性化 特別委員会委員長	松 原 秀 典				
				交通臨海部活性化 特別委員会副委員長	大 竹 辰 治				
[副 会 長]									
大 田 区 長	松 原 忠 義			[世田谷区]					
杉 並 区 議 会 議 長	脇 坂 た つ や			副区長	岩 本 康				
練 馬 区 議 会 議 長	藤 井 た か し			区議会副議長	岡 本 の ぶ 子				
				公共交通機関対策等 特別委員会委員長	桃 野 芳 文				
				公共交通機関対策等 特別委員会副委員長	宍 戸 三 郎				
[会 計 監 事]									
板 橋 区 長	坂 本 健			[杉並区]					
北 区 議 会 議 長	名 取 ひ で あ き			副区長	宇 賀 神 雅 彦				
				区議会副議長	渡 辺 富 士 雄				
				道路交通対策特別委員会委員長	川 野 た か あ き				
				道路交通対策特別委員会副委員長	岩 田 い く ま				
[理 事]									
大 田 区 議 会 議 長	鈴 木 隆 之			[練馬区]					
世 田 谷 区 議 会 議 長	下 山 芳 男			副区長	小 西 將 雄				
杉 並 区 長	岸 本 聡 子			区議会副議長	柳 沢 よ し み				
練 馬 区 長	前 川 耀 男			都市整備委員会委員長	た か は し 慎 吾				
板 橋 区 議 会 議 長	坂 本 あ ず ま お			都市整備委員会副委員長	井 上 勇 一 郎				
北 区 長	花 川 與 惣 太			[板橋区]					
				副区長	橋 本 正 彦				
				区議会副議長	か い べ と も 子				
				都市建設委員会委員長	山 田 ひ で き				
				都市建設委員会副委員長	小 野 田 み か				
				[北区]					
				副区長	内 田 隆				
				区議会副議長	大 島 実				
				建設委員会委員長	永 沼 か つ ゆ き				
				建設委員会副委員長	さ が ら と し こ				

令和3年度 都区連絡会検討報告及び 今後の進め方について

令和4年5月

目次

- 1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）**
- 2 過年度の委託調査**
 - （1）地下鉄系の事業費縮減調査（H24）
 - （2）交通流動実態調査（H29-R1）
 - （3）事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理（R2）
 - （4）今後の調査に向けて（R3-）
- 3 令和3年度の調査検討内容及び結果**
 - （1）令和3年度 調査項目
 - （2）中量軌道等の導入における概略検討
 - （3）まとめ
- 4 今後の進め方**

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

2 過年度の委託調査

- （1）地下鉄系の事業費縮減調査（H24）
- （2）交通流動実態調査（H29-R1）
- （3）事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理（R2）
- （4）今後の調査に向けて（R3-）

3 令和3年度の調査検討内容及び結果

- （1）令和3年度 調査項目
- （2）中量軌道等の導入における概略検討
- （3）まとめ

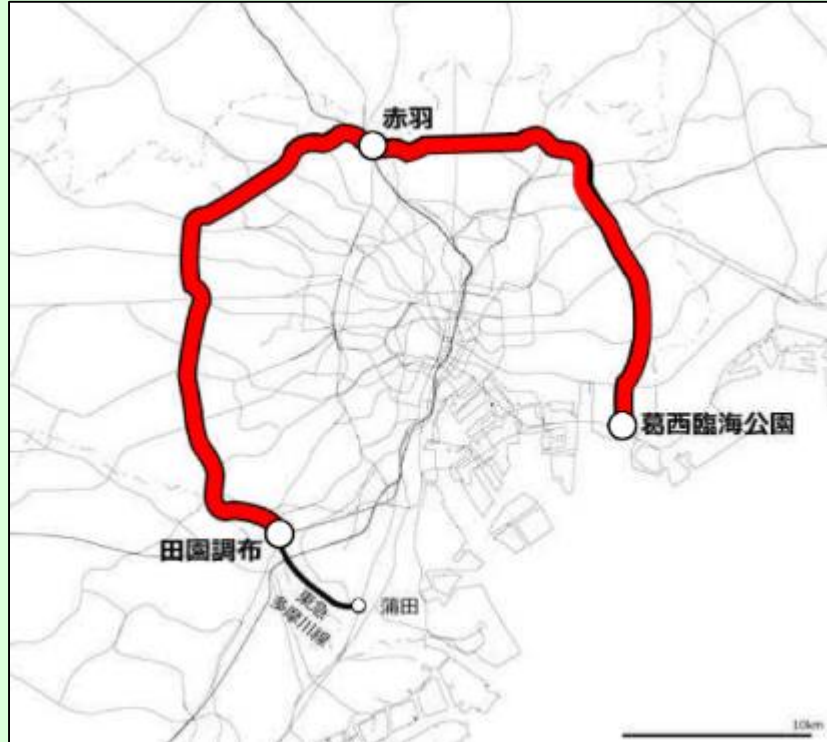
4 今後の進め方

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

交通政策審議会答申 第198号（平成28年4月）

〈区部周辺部環状公共交通の新設〉

「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の一つに位置付け



意義

- ・環状七・八号線沿線地域間相互の環状方向のアクセス利便性の向上を期待。

課題

- ・事業性に課題があるため、関係地方公共団体において、**事業計画**について十分な検討が行われることを期待。
- ・また、**高額な事業費が課題**となると考えられることから、**需要等も見極めつつ中量軌道等の導入**や整備効果の高い**区間の優先整備など整備方策**について検討が行われることを期待。

高額な事業費を縮減するための検討が必要

※鉄道ネットワークのプロジェクトの検討結果（平成28年7月 東京圏における今後の都市鉄道のあり方に関する小委員会）
総事業費12,400（億円）、累積資金収支黒字転換年41年、B/C 0.7。都区連ではこの前提となる検討をH21～23に実施

2 過年度の委託調査

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

2 過年度の委託調査

- （1）地下鉄系の事業費縮減調査（H24）
- （2）交通流動実態調査（H29-R1）
- （3）事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理（R2）
- （4）今後の調査に向けて（R3-）

3 令和3年度の調査検討内容及び結果

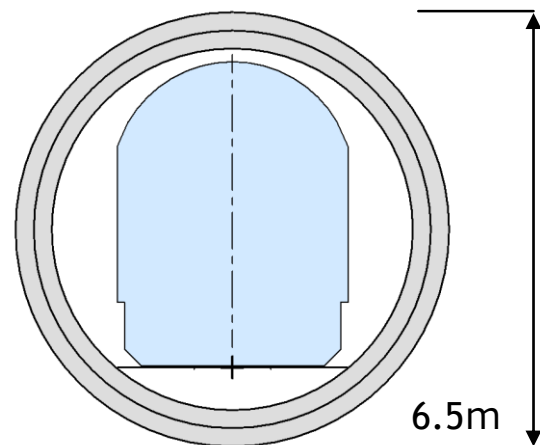
- （1）令和3年度 調査項目
- （2）中量軌道等の導入における概略検討
- （3）まとめ

4 今後の進め方

2 過年度の委託調査

(1) 地下鉄系の事業費縮減調査 (H24)

従来の地下鉄（標準地下鉄）形式より小さい断面の構造形式（低コスト断面標準地下鉄等）での事業費の縮減可能性を検討

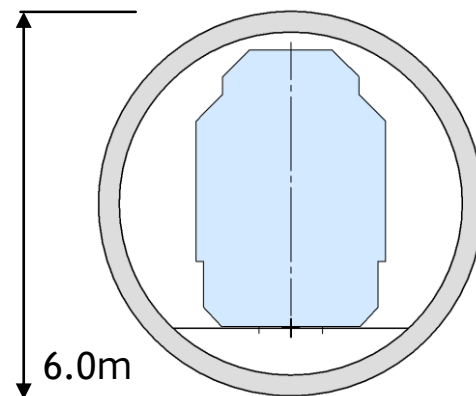


標準地下鉄

従来の地下鉄と比べ、
概算で 1割程度の
事業費を削減

断面の小型化

※ 構造物や車両の小型化、
掘削土量等の低減など



低コスト断面標準地下鉄等

需要も踏まえた規格等の見直しにより、事業費縮減効果を確認

2 過年度の委託調査

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

2 過年度の委託調査

（1）地下鉄系の事業費縮減調査（H24）

（2）交通流動実態調査（H29-R1）

（3）事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理（R2）

（4）今後の調査に向けて（R3-）

3 令和3年度の調査検討内容及び結果

（1）令和3年度 調査項目

（2）中量軌道等の導入における概略検討

（3）まとめ

4 今後の進め方

2 過年度の委託調査

(2) 交通流動実態調査 (H29~R1)

区部周辺部環状地域 (以下、区部環地域) における交通流動等の実態を把握

○ **区部環地域間の流動特性として、特定区間における需要や、短トリップ傾向を確認**

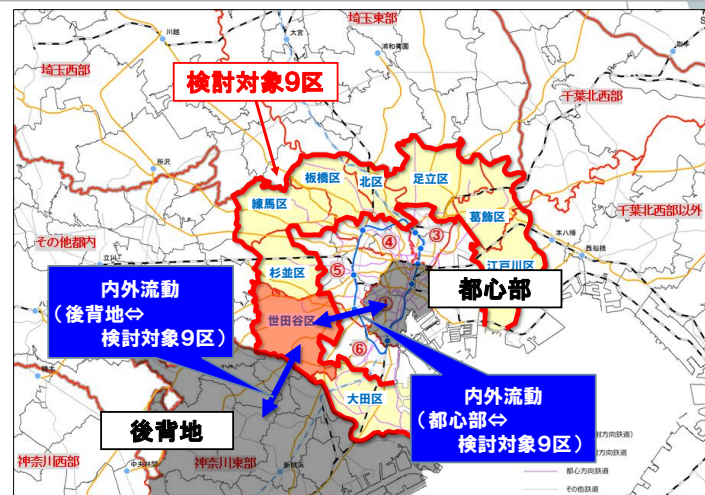
【内々流動】：私事目的が多い／移動手段は自転車・自動車が多く、短トリップ／需要動向と地域特性に関連

【内外流動】：交通手段は主に鉄道が占めるが、一部の結節駅ではバスや自転車利用者が存在

○ **事業費や輸送力 (需要) 等の観点から地下鉄や中量軌道を整理**



内々流動のイメージ



内外流動のイメージ

一定の需要は確認できたが、地下鉄整備に見合う需要精査や事業費縮減が引き続き課題

(令和元年度 都区連絡会まとめ)

2 過年度の委託調査

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

2 過年度の委託調査

（1）地下鉄系の事業費縮減調査（H24）

（2）交通流動実態調査（H29-R1）

（3）事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理（R2）

（4）今後の調査に向けて（R3-）

3 令和3年度の調査検討内容及び結果

（1）令和3年度 調査項目

（2）中量軌道等の導入における概略検討

（3）まとめ


4 今後の進め方

2 過年度の委託調査

(3) 事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理 (R2)

地下鉄系の最小規格であるスマート・リニアメトロの事業費 及び 沿線まちづくりの動向を把握

- 線形検討の結果、過年度成果より **1,163億円 (約20億円/km) の縮減**

	地下鉄 (大都市長大編成高頻度) (鉄輪・鉄レールシステム)	地下鉄 (地方都市・短編成) (鉄輪・鉄レールシステム)	地下鉄 (低コスト断面標準地下鉄) (鉄輪・鉄レールシステム)	地下鉄 (スマート・リニアメトロ) (鉄輪・鉄レールシステム)
イメージ	 東京メトロ東西線	 名古屋市桜通線	 東急東横線	 大阪南港試験線
最大輸送量 (定員)	45,000人/時~23,400人/時			11,040人/時
概算事業費	150~250億円/km		174億円/km(H24調査)	154億円/km (R2調査)
主な課題	事業費が高額 (約1.1~1.5兆円)			事業費の精査が必要だが、地下鉄系の中では低廉傾向 (約0.9兆円)。

- 沿線の再開発・他交通モードからの転換による需要が増えるため、今後も精査が必要

答申で課題掲示された事業費縮減策として、中量軌道等の導入について概略検討

(令和2年度 都区連絡会まとめ)

3 令和2年度の調査検討内容及び結果

1 区部周辺部環状公共交通の位置づけ（H28答申）

2 過年度の委託調査

（1）地下鉄系の事業費縮減調査（H24）

（2）交通流動実態調査（H29-R1）

（3）事業費縮減検討及びまちづくりの動向整理（R2）

（4）今後の調査に向けて（R3-）

3 令和3年度の調査検討内容及び結果

（1）令和3年度 調査項目

（2）中量軌道等の導入における概略検討

（3）まとめ

4 今後の進め方

2 過年度の委託調査

(3) 今後の調査に向けて (R3~)

答申や過年度の委託調査結果を踏まえ、調査の進め方を整理

198号答申で
示された課題

過年度調査結果の考察 及び 具体的な検討の方向性

高額な事業費
(最大の課題)

H24調査で従来型の地下鉄方式より低コストの地下鉄の検討を実施したが、
更なる事業費縮減策を深度化する必要あり

⇒R2調査で地下鉄系の最小規格であるスマート・リニアメトロについて検討

⇒中量軌道の導入による事業費の削減効果等について検討 (R3~)

需要等の見極め

H29-R1調査で一定の需要は確認できたものの、需要動向の前提となる
沿線まちづくり等について整理する必要あり

⇒R2調査で沿線まちづくりについて、将来開発計画等の動向を整理 (再開発方針
等)

中量軌道の導入

地下鉄の事業費縮減策に係る検討結果を踏まえて検討

⇒中量軌道の特性・課題・概算事業費を整理 (R3)

整備方策

上記三項目の検討結果を踏まえて検討